

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会の廃止に関する合意書

相模原市、津久井町及び相模湖町（以下「1市2町」という。）は、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会（以下「協議会」という。）の取扱いについて協議した結果、次のとおり合意書を締結する。

- 1 協議会は、平成18年3月19日をもって廃止する。
- 2 1市2町は、協議会の廃止の日までに地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の6の規定に基づき、協議会の廃止の手続きを完了させるものとする。
- 3 この合意書に定めのない事項又はこの合意書に疑義を生じたときは、1市2町の長が協議して定めるものとする。

この合意書の締結を証するため、本書3通を作成し、1市2町の長が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年1月17日

相模原市長 小川 勇 夫 印

津久井町長 天 野 望 印

相模湖町長 溝 口 正 夫 印